

【暴風警報】【特別警報】【避難指示】 及び【地震発生】等 緊急の措置について

- ◆ 気象警報が発表された場合や、地震が発生した場合の緊急措置についてのお知らせです。ご家庭で見やすい場所に掲示しておいてください。
- ◆ 学校からの連絡はミマメルメやHPにて行います。緊急時には、様々な混乱が予想されますので、学校への連絡はご遠慮ください。
- ◆ 児童の安全確保を第一に考え、以下の通りご対応ください。



暴風警報・特別警報発令時（茨木市）の措置

学校HP QRコード

1	午前7時の時点で【暴風警報・特別警報】発表の場合	自宅待機
2	午前9時までに【暴風警報・特別警報】解除の場合	解除の時点で登校（給食あり）
3	午前9時の時点で【暴風警報・特別警報】が解除されていない場合	臨時休校

* 午前9時までに解除されて登校する場合、給食は提供されます。その後、午後の授業を受けてから、児童は下校します。

* 【大雨】【大雨・洪水】の警報の場合は、通常通り授業を行います。（特別警報除く）

* 登校後に【暴風警報】が発表された場合は、原則、その時点で引き渡しによる下校となります。

地震発生時（茨木市）の措置

1. 大地震【震度5弱以上】が発生した場合（茨木市）		
①	始業前	臨時休校
②	授業中	授業中止：児童は学校待機となり、保護者引渡しの措置を取ります 翌日：臨時休校の連絡が無い限り、登校する
③	放課後	翌日：臨時休校の連絡が無い限り、登校する
2. 【震度4以下】の地震が発生した場合（茨木市）		
①	学校施設の被害状況及び通学路の状況により、臨時休校の措置をとるかどうかの判断をします。臨時休校の連絡がない限り登校させてください。	

避難指示（警戒レベル4）（中津小学校校区）の措置

1	午前7時の時点で【避難指示】発表の場合	自宅待機
2	午前9時までに【避難指示】解除の場合	解除の時点で登校（給食あり）
3	午前9時の時点で【避難指示】が解除されていない場合	臨時休校

* 高齢者等避難（警戒レベル3）発令時は原則登校です。ただし状況に応じ臨時休校の措置をとる場合があります。

* 学校が臨時休校になった日及び、暴風警報発表中は、学校施設は使用できません。

* その他の緊急事態につきましては、別途連絡いたします。